

念の爲に述べて置かなければならぬことは、上述の如く使用することを規定せられた蒙古の國字といふものは、要するに詔令とか官府の文移とかいふ官文書に用ゐることを主としたもので、同じ元朝でもその以外の一  
般の用には矢張り古くから用ゐつた畏吾字を使用して居つたことである。その證據には一方に、蒙古字の使  
用を嚴しく迫りながら、「至元二十三年十二月」戊午。翰林承旨撒里蠻言。國史院纂修太祖累朝實錄。請以畏吾  
字繙釋。俟奏讀然後纂定。從之。元史世祖本紀と見えるが如きを始め、その他にも此の種類のことや、佛典の翻譯、<sup>⑩</sup>  
もしくは其の他の文記に畏兀字を用ゐたことは能く知られて居ることである。尤も漢文書籍の翻譯に當つて國  
字を用ゐたことも勿論屢々記されて居る。例へば元史文宗本紀至順三年四月の條に、「以國字譯貞觀政要」と  
あるが如きはそれである。元末順帝の時代にも、理由は明らかには分らないが、ともかく蒙古人の排漢・南人  
の念が益々盛んになつて、漢人南人に蒙古字や畏吾字を學ばしめない事にしようとしたが、許有壬が争ふて之  
を止めたことは、元史卷百八十二、許有壬の傳に見えて居る。これも當時畏兀字が蒙古字と、もに元朝に行は  
れて居つた證據に外ならぬ。

さて福建行省に對して此の年以來漢語の詔勅を下したとすれば、その他の南方諸行省に對しても、また同様の事  
が行はれたであらうと考へられるが、今その一一の有様を知ることを得ない。併しながら漢語の詔勅とはいふも  
の、これを以て直ちに普通に行はるる漢文の詔、即ち古體に則り、典雅な文句を用ゐた普通の詔勅の體裁のもの  
と認むることは出來ない。名は漢語の詔勅であつても、實は蒙古語で書いた聖旨をそのまま當時の俗語に直譯し、